

大学経営政策研究

第10号 (2020年3月発行) : 143-157

## 私立大学の財務的側面からみる経営行動

— 特定資産の推移における内部留保の観点から —

篠 田 隆 行



# 私立大学の財務的側面からみる経営行動

—特定資産の推移における内部留保の観点から—

篠田 隆行\*

## Managerial Behavior of Private Universities from the Financial Aspect

-From the Viewpoint of Internal Reserve in the Transition of Specific Assets-

Takayuki SHINODA

### Abstract

In 2015, accounting standards for private universities in Japan were significantly revised, as an amendment has come to require private universities to list specific assets that are important in terms of sustainability. Focusing on these specific assets, this paper examines how many of these assets a private university owns and what kind of managerial action is taken in relation to its assets composition. Then, this paper seeks to understand the scenario as a whole and considers specific assets that ensure financial sustainability.

### 1. はじめに

#### (1) 研究の背景と目的

平成27年度に改正された学校教育法により、大学の組織面におけるガバナンス強化が求められた結果、大学経営の健全性は従来以上に注視されることとなった。さらに、私立大学の財務運営における改革としては、アカウンタビリティの観点から同年度に学校法人会計基準が制定以来、初めて抜本的に改正され、財務面における健全性と透明性が求められるようになった。

また、平成30年6月に閣議決定された「政府関係方針・戦略について」の経済財政運営と改革の『基本方針2018』においては、経済成長の実現に向けた重点的な取組として高等教育機関に対し、国公立を問わず、大学改革を進めることが触れられている。その中で、「政府による戦略的な配分割合の増加を進めるとともに、私学助成について、教育の質に応じたメリハリ付け、教育の質が確保されず定員割れとなっている大学や赤字経営の大学等への助成停止等も含めた減額の強化を図る」とある。しかし、この方向性において、限られた財源の配分方法として定員割れとなっている大学や赤字経営の大学への助成を停止することが果たして適切な措置であるかは疑念が残る。たしかに、定員を充足し、健全な収支状況を堅持していることは重要であるが、その助成が結果的には

\*富山短期大学

内部留保に回っているようでは本末転倒であり、適切な資金使途となっているかを検証することのほうが先行して検討すべき事項であると考え。

そこで、本稿では、平成27年度の学校法人会計基準の改正により勘定科目の中科目として明記することとなった各私立大学の特定資産に着目し、我が国の私立大学全体が保有する金融資産を把握し、財務的な意思決定によりいかなる資産構成を構築する経営行動をとっているかを検証することを目的とする。

## (2) 先行研究の整理

我が国では、非営利組織全般において諸外国での非営利組織における基本財産と近似したものである内部留保の実態について、規模別あるいは主要な事業領域別に分析された例は少ない（黒木 2013）。これを私立大学に置き換えてみると、旧来の会計基準が特定資産を開示していなかったことに起因する。そのような財務情報の中で、両角（2010）はストック面における私立大学全体の健全性を指摘する一方で、個別機関の情報に基づいた検証がほとんど行われていないこと（両角 2012）を指摘している。これは、当時の段階では会計基準が改正される以前であり、個別機関の内部留保について明確な開示が行われていなかったことが要因である。つまり、それまでの私立大学の財務的な経営状態に関する研究では、主に文部科学省や日本私立学校振興・共済事業団が長年収集してきた全体の動向や規模などのグループごとの集計値を活用して分析されてきたものであったことがわかる。

また、矢野（2001）の研究グループは文部科学省の「私立学校の財務状況調査報告書」の個票データを得て、私立大学の財務的な側面も加えた経営基盤に関する研究を行い、そこで、濱中・島（2002）は収支に関する分析を詳細に行い多角的アプローチにより分析を行った。他にも渡部（2005）は、収益率・負債率を中心として、当時の学校法人の財務分析を行い、専攻別の格差や地域別格差について分析するなど、私立大学の財務に関する先行研究は多数存在している。

私立大学の財務に関する様々なアプローチによる先行研究が存在するなか、本稿は、学校法人会計基準の改正により、それまで制約されていた情報が開示されることとなった利点を活かし、これまであまり注視されてこなかった内部留保の一部である特定資産の動向を明らかにする。また、個別機関の経営的安定度とその財務基盤の構築にむけた意思決定の動向について分析し、私立大学の財務的側面における経営行動を明らかにすることを旨とする。

## 2. 学校法人会計基準改正における特定資産の位置づけ

### (1) 会計基準改正の趣旨

まず、私立大学の個別機関のデータ収集が可能となった背景について整理する。学校法人会計基準は、昭和46年の制定以来、①私立学校の財政基盤の安定に資するものとして、②補助金の配分の基礎となるものとして、広く実務に定着してきた。主要な諸表としては、資金収支計算書、消費収支計算書、貸借対照表の3表があり、上記②の補助金の配分の基礎とするものとしてはとりわけ資金収支計算書が用いられてきた。この資金収支計算書は企業会計におけるキャッシュ・フロー計算

書に類似したものであり、新会計基準では、活動区分資金収支計算書を追加で作成するようになっている。一方、①の私立学校の財政基盤の安定に資するものとして、消費収支計算書と貸借対照表がその目的を表すものとなっていた。

しかし、学校法人会計基準は、制定以来40年以上が経過し、社会・経済状況の大きな変化や会計のグローバル化等を踏まえた他の様々な会計基準の改正、ならびに人口減少社会における学校法人を取り巻く経営環境の変化等を受けて、公教育を担う学校法人の経営状態について、社会にわかりやすく説明できる仕組みとすることを趣旨として改正された。

また、改正の議論の過程においては、国立大学の法人化に伴う企業会計的観点からの財務諸表の作成も大きく影響した。つまり、財政状態の把握をわかりやすくするよう、広く一般的に理解されている企業会計の基準に沿った形式に近づけるべく改正された。加えて、18歳人口の減少に伴い、財政状況が厳しい学校法人が多数存在することが懸念され、可能な限り情報を開示することが前提とされた結果でもあった。このような流れのなかで、内部留保の一部となる特定資産についても、それまでは「その他の資産」という勘定科目の中に埋もれていたものを明確に開示されるようになり、私立大学の個別機関が特定資産としてどれほどの金融資産を保有しているかが把握できるようになったのである。

## (2) 特定資産について

特定資産とは、「設備の拡張や大規模な更新、特定債務の返済等、将来ある一定の用途に充当することを目的として、他の資産とは区別し、管理される資産をいう。具体的には、第2号基本金引当特定資産、第3号基本金引当特定資産、退職給与引当特定資産、減価償却引当特定資産等がこれに該当する。これらは、主として定期預金、金銭信託、有価証券等の形で運用されている」（新日本有限責任監査法人、2017）と定義されており、特定資産はいわゆる内部留保の一部である。この特定資産を構築する過程においては、財務戦略における意思決定のプロセスが大きく反映している。なぜならば、特定資産を構築するにあたり、①予算編成の段階において、単年度の収支より余剰資金を特定資産として積み立てる場合と、②中長期計画をもとに、毎年の資金確保をしたうえで、当該年度の予算編成を実施する場合とでは明らかに異なり、組織の財務的戦略の度合いが色濃く反映されるものである。当然のことながら、適正な財務運営においては、後者の方法による構成であることが望ましいのは自明のことである。

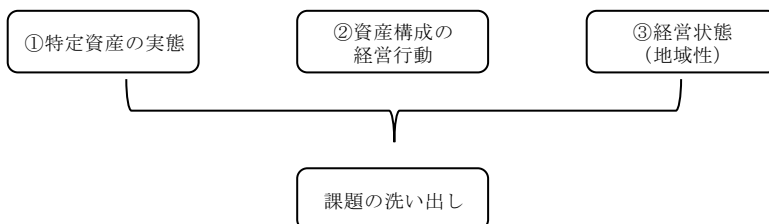
また、学校法人会計基準の改正にあたり特定資産を明記することとなった背景としては、2008年に発生した世界的金融危機のリーマンショックも大きく影響している。当時、この金融危機により日本の私立大学が運用する金融資産の多くが時価評価により大きな評価損を計上することとなり社会的にも大きな注目を浴びた。その評価損が生じた金融資産の多くは、特定資産として会計的には管理されていたものの、その規模や実態については旧会計基準では明記されていなかったため、その後の改正で開示するようになったのである。

このような背景をもとに、平成27年度の学校法人会計基準の改正により特定資産が明記されることとなり、個別機関が公表する財務諸表において特定資産額のデータが入手できるようになった。

### 3. 分析の枠組み

#### (1) 分析枠組みと課題

以上のような背景のもと、学校法人会計基準の改正により収集が可能となった各私立大学の特定資産額について、図表1の枠組みを作成し、分析を行っていく。厳しい経営環境のもと、私立大学が規模や地域性に応じ、適切な財務基盤の構築として特定資産をどれほど確保すべきかを検討することが本稿の目的である。



図表1 分析の枠組み

具体的には、①私立大学全体の総資産額を把握し、その中で特定資産の割合がどの程度であるかを確認する。次に、②各私立大学が、財務的な意思決定の要素を多分に占める特定資産についてどのように構築しているかを時系列で検証することでタイプを明らかにする。また、③意思決定により構築された資産構成に対し、財務的安定度がいかなるものかを検証する。そして、最後に、今般の学校法人会計基準の改正により明らかとなった個別機関の特定資産について実態を踏まえた課題について洗い出す。

#### (2) データ

本稿において用いるデータは、文部科学省が毎年実施している「学校法人の財務情報等の公開状況に関する調査結果」に基づいている。大学を設置している学校法人（放送大学学園、沖縄科学技術大学院大学学園を除く）の556法人、並びに大学法人以外で短期大学又は高等専門学校を設置している学校法人104法人の合計660法人のうち、学校法人のホームページに掲載していると回答した658法人を対象として分析を実施した。収集したデータは平成27年度から29年度までの3カ年の貸借対照表のデータであるが、3カ年分をホームページ上で開示している法人数は556法人であり、全体の84%を占めることから、この556法人のデータを集計した。

## 4. 分析結果

### (1) 総資産ならびに特定資産の推移

#### 1.1 総資産

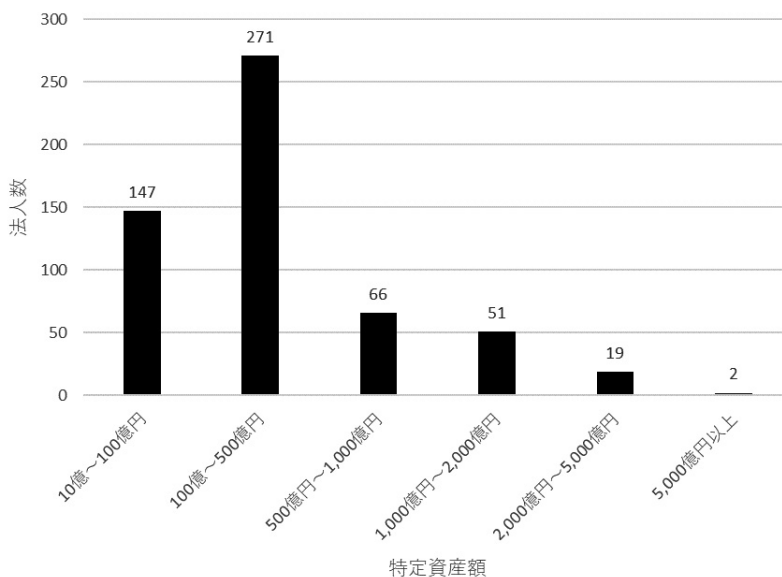
図表2 総資産額の推移

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
総資産額	24兆4,546億円	24兆7,626億円	25兆820億円
(前年比比率)	-	101.26%	101.29%

556法人が平成27年度からの3カ年で有する総資産は図表2のとおりである。平成29年度の時点で約25兆円の総資産を有しており、平成28年度から平成29年度にかけては微増ではあるものの、対象とした3カ年で増加傾向にあることがわかる。

そして、個別機関の規模別に分類したものが、図表3である。総資産が「100億円～500億円」の法人が271法人と最も多い割合となっている。続いて、総資産が100億円に満たない法人が147法人であり、この2つの規模の学校法人で全体の75%を占めることになる。

図表3 総資産額の分布（平成29年度）



## 1.2 特定資産

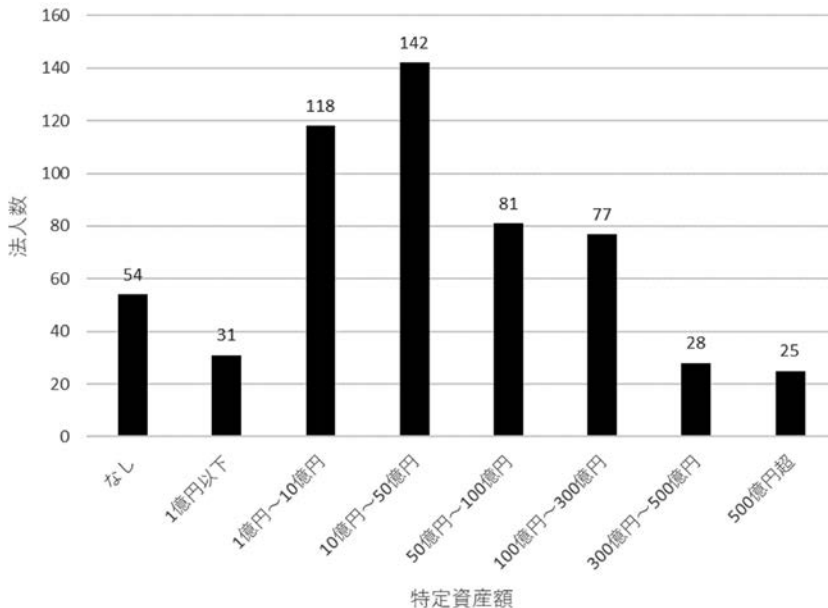
次に、556法人の特定資産総額の推移を示したものが図表4である。平成27年度で5兆5,000億円強となっており、3カ年推移でも増加していることがわかる。また、図表2の総資産の増加率と比較すると、総資産額は平成29年度が前年比101.29%であるのに対し、特定資産の伸び率は101.66%と総資産の伸び率以上の数値となっている。

図表4 特定資産の推移

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
特定資産総額	5兆5,513億円	5兆6,202億円	5兆7,136億円
(前年比比率)	-	101.24%	101.66%

図表5は1法人が保有する特定資産残高を規模別に分類したものである。平成29年度において全体として5兆7,000億円ほどあるが、個別単位でみると「10億円～50億円」を有する法人が142法人と最も多く、その内訳は1法人あたりでは、50億円以下の法人が6割強を占めていることがわかる。

図表5 特定資産額の分布（平成29年度）

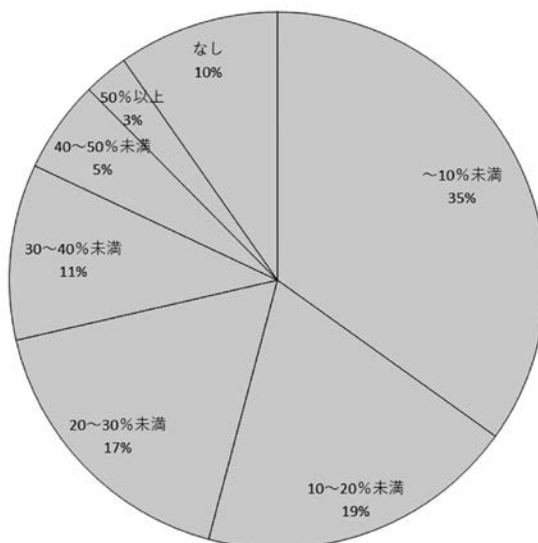




## (2) 特定資産の総資産に占める割合

図表6は、平成29年度時点での個別機関の総資産額に占める特定資産の割合を分類したものである。個別機関によって規模に大きな違いがあるが、各機関の規模（総資産）に対し特定資産が占める割合を示したものである。図表6のとおり、総資産額に対し特定資産の割合が20%未満となる法人が64%と半数強であることがわかる。

図表6 総資産に占める特定資産の割合（平成29年度）



日本私立学校振興・共済事業団の「今日の私学財政」による特定資産の総資産に占める割合は、特定資産構成比率として以下のように定義されている。

「特定資産の総資産に占める構成割合で、各種引当特定資産などの長期にわたって特定の目的のために保有する金融資産の蓄積状況を評価する指標である。(略)しかし、近年では中長期的な視点にたった経営計画の策定と、経営計画の下支えとなる特定資産の重要性が高まっており、また保護者をはじめとした利害関係者への説明責任の観点からも計画的な特定資産形成が望ましい」とある。この定義を踏まえ、図表6に示す割合をみると、特定資産がない法人が10%ほどあり、また10%未満を併せると45%と半数近くにのぼり、安定的な財政基盤の構築が厳しい法人が多数存在することがわかる。

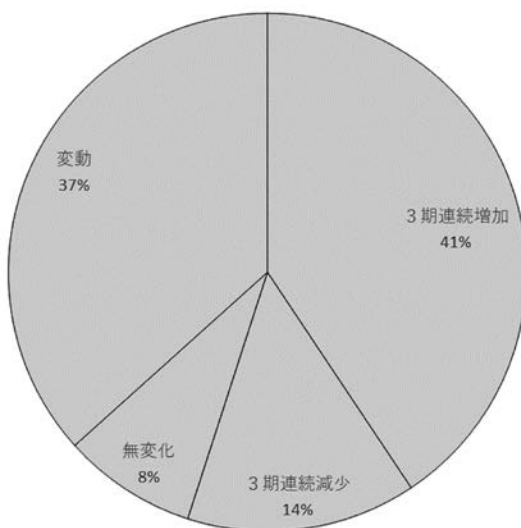
## (3) 特定資産残高変化の動向

次に、平成27~29年度の3カ年の各法人の特定資産の変化を分類すると図表7のとおりとなる。最も多いタイプが「3期連続増加」で204法人となっている。次に、3期にわたって増減があるタイプの「変動」で184法人となっている。平成27年度の特定資産額を基点として3期とも全く変動

しない「無変化」が42法人と最も少なく、「3期連続減少」が72法人と全体の14%の割合となっている。

この傾向から読み取れるのは、近年の人口減少傾向における厳しい経営環境下において、過去に積み上げた特定資産を切り崩して財政運営を行っているというよりも、今後、さらに厳しくなると想定される経営環境に対し、現段階で可能な限り特定資産を増加させ、将来に備える経営行動をとっている法人が多いことである。

図表7 特定資産推移の動向（平成27～29年度）



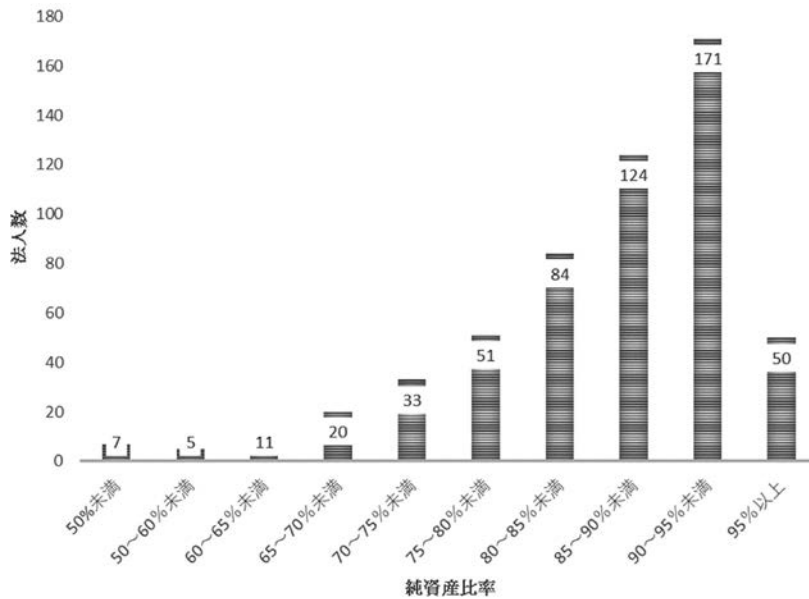
#### (4) 経営安定度

それでは、学校法人における財務的安定性とはいかなる基準をもって「安定的」といえるのであろう。そこで、対象となった556法人について「純資産比率」に着目し、検証・分析を行った。図表8は556法人の純資産比率の度数分布を示したものである。純資産比率が85%以上となっている法人は345法人で全体の62%を占めている。

学校法人という組織体において、一概にどの基準以上から安全性が高いといえるものではないが、筆者としては最低でも純資産比率が80%以上を確保していることが望ましいと考える。この純資産比率による安全性の基準明記が困難な背景には、我が国の学校法人特有の学費収納方法（役務の提供前の前受金制度）や、入学者を確保により基本的に当該年度以降の4年間の収入が確定するなどの事業形態となっており、財政に影響を及ぼすには時限的な猶予があることが背景にある。とはいえ、全体に対し純資産比率80%以上を基準値とした場合、全体の77%がそのゾーンに分類されることから一定の割合を占めることになり、かつ次の図表9に示されることを併せて考慮すれば一定の判断基準と取れると考察する。

図表9は本稿における最も重要な分類として挙げる実証結果である。つまり、各学校法人が総資

図表 8 純資産比率度数分布（平成29年度）



図表 9 総資産に占める特定資産の割合別にみた純資産比率の状況（平成29年度）

	特定資産なし	10%未満	10~20%未満	20~30%未満	30~40%未満	40~50%未満	50%以上
純資産比率平均	77.86%	82.36%	86.63%	88.32%	89.48%	90.58%	95.09%
法人数	54法人	194法人	107法人	96法人	59法人	31法人	15法人

産に対してどの程度特定資産を保有することが望ましいかを検討するうえで有益となるであろう指標を示したものである。表の左端となる「特定資産なし」の法人は純資産比率も77.86%となり極めて低い値であり、財務的安定性を維持しているとは言い難い分類とされる。図表8における純資産比率が85%以上となるのは図表9に当てはめれば、特定資産を10~20%以上を有する法人からとなる。平成29年度の決算数値においては、本研究対象となった556法人のうち、55.4%の308法人がこの分類を満たしていることがわかる。

##### (5) 地域性

さいごに、地域性の特徴を把握するために、対象とした法人の地域別の分布について俯瞰する。対象とした556法人を総務省が分類する10エリアの地域分類にあてはめると図表10のようになっている。

この表からわかることは、当然のことではあるが、①「南関東」エリアに属する法人が総資産ならびに特定資産の両方においてその割合が平均値（表中の「参考基準」）に対して高い数値となっている、②「近畿」エリアに属する法人が総資産ならびに特定資産の両方においてその割合が平均値に近い数値となっている、③それ以外のエリアに属する法人は平均値とされる数値に満たないか大きく下回る数値であることがわかる。

図表10 エリア別総資産・特定資産状況

(総資産・特定資産 単位：百万円)

	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度		参考基準	
	総資産	割合	総資産	割合	総資産	割合	特定資産	割合	特定資産	割合	特定資産	割合	校数	割合
北海道	424,151	1.7%	422,623	1.7%	419,013	1.7%	104,338	1.9%	104,442	1.9%	103,505	1.8%	25	4.5%
東北	647,285	2.6%	650,339	2.6%	663,035	2.6%	137,959	2.5%	136,812	2.4%	132,062	2.3%	31	5.6%
南関東	13,059,320	53.4%	13,216,666	53.4%	13,407,166	53.5%	2,974,560	53.6%	3,024,289	53.8%	3,121,300	54.6%	190	34.2%
北関東・甲信	477,121	2.0%	481,678	1.9%	486,502	1.9%	58,051	1.0%	52,447	0.9%	50,820	0.9%	29	5.2%
北陸	434,488	1.8%	435,572	1.8%	432,039	1.7%	65,281	1.2%	61,935	1.1%	59,514	1.0%	24	4.3%
東海	2,043,654	8.4%	2,072,354	8.4%	2,099,379	8.4%	426,320	7.7%	430,981	7.7%	441,514	7.7%	58	10.4%
近畿	5,074,407	20.8%	5,160,785	20.8%	5,221,669	20.8%	1,151,877	20.7%	1,167,947	20.8%	1,160,740	20.3%	114	20.5%
中国	774,691	3.2%	794,990	3.2%	816,525	3.3%	254,442	4.6%	258,148	4.6%	254,809	4.5%	25	4.5%
四国	101,522	0.4%	103,132	0.4%	103,410	0.4%	25,981	0.5%	26,426	0.5%	25,655	0.4%	7	1.3%
九州	1,417,968	5.8%	1,424,549	5.8%	1,433,348	5.7%	352,536	6.4%	356,864	6.3%	363,740	6.4%	53	9.5%

## 5. 結論

### (1) 特定資産の実態と課題

本稿では、我が国の私立大学の財務状況における特定資産に焦点をあて、その動向について検証を行った。私立大学における特定資産とは、設備の拡張や大規模な更新、特定債務の返済等、将来ある一定の用途に充当することを目的として、他の資産とは区別し、管理される資産である。これは、私立大学が安定的に持続性を保持することを前提とする概念を会計的な科目として示すものである。当然、私立大学に限らず、企業をはじめとするどの組織においても持続性を問われないことはないが、今般の学校法人会計基準の改正で明確に表示することになったように、私立大学にとって特定資産とは資産のなかで安定的な財務基盤として、また、持続性の観点からも重要な資産なのである。

そもそも我が国の私立大学が特定資産として有する金融資産はどの程度の規模であるかもあまり知られていなかったが、平成29年度において本研究の対象となった556法人で、5兆円をはるかに超える規模の金融資産が管理されていることがわかった。この5兆円規模の金融資産がどのように変動し、管理されているかを継続してマクロ的に把握することは必要であると考え。なぜなら、今般の学校法人会計基準の改正にあたり、特定資産を明記することとなった背景の一部としては既述したとおりであるが、特定資産としての金融資産は経済状況により大きく変動するものであり、持続性のある財務基盤の構築のためにはそのリスクに耐えうるものでなければならないからである。また、2008年のリーマンショック時に多くの私立大学が金融資産の時価評価において多額の評価損を計上し、社会的な問題となったことを勘案しても、大枠として把握することは必要であろう。5兆円という金額の多寡については論ぜずとも、金融機関からみれば金融商品の売り込みという点で大きな魅力あるマーケットであることは間違いない。このような状況において、私立大学は自らの保全の意味でも、また、リーマンショック時と同様の失敗を繰り返さないためにも全体規模やその推移の動向について把握しておく必要があると考える。

また、ミクロ的観点に視点を転ずれば、各私立大学は多様な歴史的背景や文化があり、総資産の規模も10億円程度の小規模の大学もあれば、病院を有し総資産が5,000億円を超える大学もあり、一

概に保有すべき特定資産のモデルを提示するのは難しい。しかし、本稿で示したとおり、特定資産を全く有していない法人は平成29年度に54法人あり、1億円以下の31法人を加えるとほぼ特定資産を有さない私立大学は全体の15%ほどにものぼることがわかる。これは、将来ある一定の用途に充当することを目的として保有している資産がないということであり、私立大学としての永続性を担保する根拠が欠如していることの表れともいえるであろう。なかには、特定資産としては保有せず、流動資産の「現金・預金」勘定として保有し、流動性を厚くすることで機動的に運営を行うことを目的としている法人も一部には見受けられるが、総じてそのような法人は例外的であるといえる。

以上のような状況を踏まえ、今後、各私立大学の持続性を測定するうえでも、その状況を把握することが可能となった特定資産について継続して注視していくことが重要であると考えられる。

## (2) 資産構成における特定資産の水準

特定資産は本稿で論じてきたように、財務運営における意思決定の表れとして捉えることができる性質のものである。本研究において対象となった556法人の総額5兆円を超える特定資産としての金融資産が、個別機関においてどのように意思決定され、保有する資産として構築されているか、そして、運営されているかは大学経営研究という観点において引き続き検証する価値があるものと思料する。

大学法人は、設置にあたっては、「大学設置基準」という制約された条件をクリアせねばならず、その基準においても土地や建物をはじめとする固定資産の所有を条件とされている。このことからわかるように、組織を運営していくうえでは、会計的側面においても長期的観点での固定資産が重要な要素となっている。これは、企業会計における貸借対照表の資産の表示においては流動資産から表示されているのに対して、学校法人会計基準は固定資産からの表示でいわゆる固定性配列となっていることからわかる。つまり、私立大学の財務運営において資産を構築する場合、固定資産が最も重要な資産であり、特定資産もその一要素であることから、資産構成においては十分慎重な検討を行う必要がある。

山本（2014）によれば、一般的に意思決定における情報の位置づけは、「目的を参照して入手した情報を処理して決定という情報に変換するプロセス、決定を行動という情報に変換するプロセス、及び行動を成果（報告）という情報に変換するプロセスの3つから構成される」とされている。これを、学校法人の財務運営における特定資産に置き換えると、①中長期的に保有すべき金融資産を計画的に算出し、②その必要となる分を特定資産に充当（もしくは取崩）し、③その成果を安定的な財政状態として公表する一方で、学費等をはじめとする各種費用について必要となる価格の設定を行うことで学生の確保ならびにステークホルダーの理解を得る、というプロセスが必要であると捉えることができる。つまり、各私立大学は、規模や地域性に限らず、また、特定資産として保有すべき基準がなくとも計画的に財政基盤を構築し、保有している特定資産額の妥当性について内外ともに理解できる状態にしなければならないのである。

しかし、現状の私立大学の中長期的な財務運営の遂行上、実質的な欠点となるのが、会計基準における予算制度である。なぜなら、現行の会計基準において、予算書は資金収支計算書と事業活動

収支計算書の作成が義務付けられているが、貸借対照表の作成は必要とされていないからである。当然、予算であるため貸借対照表の作成はその意義からして必須なものとはならないが、持続性を強く求められる組織体において、その予算編成の結果、どのような財政状態となるかを把握することは必須の事項であり、その表れとなる予測貸借対照表の作成は必須であると考えられる。なぜなら、予算は単年度の計画の表れとして、どちらかという短期の消費的な活動の成否を表すものであり、結果として中長期的にどのような影響を及ぼすかを把握するには困難であり、運営する実務者が短期的な視点に目を落としがちになってしまうことが否めないからである。

一方、このような傾向を改善すべく、近年では平成17年度より私立大学は事業報告書の作成が義務付けられ、その関連として、事業計画書や中長期計画書、あるいはグランドデザインといった経営指標が独自のスタイルで作成されている。しかし、ステークホルダーへのアカウントビリティという過度な観点や、様々な制度改革によりPDCAサイクルの遵守という経営的な基本原則を唱えることから長年脱却できず、その資料の策定に振り回され本質的な意味での有効活用には至っていないという側面があるのも事実である。例えば、本稿でみた特定資産をほぼ有さない法人が15%ほど存在することは、持続性を担保するために必要とされる特定資産の構築に至っていないという点でその表れと言えらるであろう。

本稿では、個々の私立大学がどのような経営スタイルを構築すべきかを考察するために、財政的側面における特定資産に着目し、永続的に存続するための資産をどのように構築し、得た資産をどのように配分・構成すべきかを一定の基準として明示することを試みた。しかし、3カ年という限られたデータにより、正確なモデルの立証には至っておらず、今後も社会的変化を踏まえた検証を行うことにより特定資産として保持すべき水準の算定を検討していきたい。

### (3) 課題

最後に、特定資産は、将来ある一定の用途に充当することを目的とする金融資産である。換言すれば、明確な資金用途に基づいた財源というよりは、保持すべき資産と捉えることもできる。例えば、退職給与引当特定資産は退職給付に対する引当の資産であり、組織が解散した場合に払うべき退職金を引当金として算出し、そこに引き当てる目的の資産として保有しておくものである。現実的には解散しないことを考えれば引当金の満額を資産で持つ必要はないことは明白である。それでは、どの程度有するのがよいかということになるが、これは法人の意思決定によることになる。名目上、給付に備え、引当金の満額を特定資産として有していても会計的には問題となることはないが、それは実質的な内部留保となるのである。内部留保を厚くすることは、財務運営において安定性が増すことから望まれることであるが、適切な資源配分を行わなければ組織の持続性を損ねる側面もある。以上のように、私立大学がどの程度特定資産を保持すべきか、という点においては、時期や個別の経営状態、あるいは地域性や規模などあらゆる側面において不確定な点があることは否めない。しかし、私立大学が持続性を有する資産構成を構築するためには、特定資産が重要な資産であることは明白であり、私立大学の特定資産について引き続きデータの収集を図り、個別の事象を調査・検証を加えることにより、大学経営研究の発展に貢献すると同時に、財務運営という実践

にも役立つ知見を提供していきたい。

## 【参考文献】

- 黒木淳、2013、「社会福祉法人における内部留保の実態分析」『経営研究』第65巻第3号、165-178頁。
- 新日本有限責任監査法人、2017、『学校法人会計ハンドブック 平成29年度版』学校経理研究会。
- 内閣府、2018、『経済財政運営と改革の基本方針2018』。
- 日本私立学校振興・共済事業団、2018、『平成29年度 今日の私学財政—大学・短期大学編』。
- 濱中義隆・島一則、2002、「私立大学・短期大学の収支構造に関する実証的研究—18歳人口減少期における私学経営の転換—」『高等教育研究』第5集、155-180頁。
- 両角亜希子、2010、『私立大学の経営と拡大・再編—1980年代以降の動態』東信堂。
- 両角亜希子、2012、「私立大学の財政」『高等教育研究』第15集、93-112頁。
- 文部科学省、2018、『学校法人の財務情報等の公開状況に関する調査結果』。
- 矢野眞和編、2001、『高等教育政策と費用負担—政府・私学・家計』文部科学省科学研究費補助金研究成果報告書。
- 山本清、2014、「大学経営・政策と財務・会計情報」『大学経営政策研究』第4号、1-21頁。
- 渡部芳栄、2005、「大学法人の財務分析」『東北大学大学院研究科研究年報』第54集・第1号、157-175頁。

\* 本稿は科学研究費補助金（課題番号18H00048、「学校法人（私立大学）の資産構成検証による経営行動分析研究」、研究代表者：篠田隆行）による研究成果の一部である。